

【本府関係等】

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>（削る）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>（所轄庁への意見）</p> <p>第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人に</p>	<p>（役員の欠格事由）</p> <p>第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。</p> <p>（所轄庁への意見）</p> <p>第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人</p>

ついで第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

ついで第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。